

県学警連だより No. 86

インターネット利用に起因する 児童生徒の犯罪被害が過去最多！

【少年課】

県内において、コミュニティサイト等に起因する犯罪被害児童生徒数は、平成25年中、過去最多を記録し、中でも、スマートフォンを利用して犯罪の被害に遭った児童が急増するとともに、被害児童生徒の9割以上がフィルタリングに加入していないという実態にあります。

また、スマートフォンのアプリケーションを利用して交際相手を脅迫した少年事件が発生するなど、深刻な問題となっております。

このため、県警では、個々の携帯電話販売店に対して、スマートフォンに対応したフィルタリング等に関する説明・推奨を保護者へ十分行うよう要請する等の取組を実施中です。

各家庭、学校等におかれましても、インターネット利用に起因する犯罪被害等から児童生徒を守るため、児童に対する情報モラル教育に取り組むとともに、インターネット利用に潜む危険性等について、保護者が十分理解し、児童生徒のインターネット利用を十分に把握、管理することができるよう保護者に対する各種啓発への取組をお願いします。

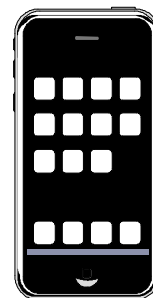


熊本県学警連事務局

連絡先：熊本県警察本部少年課

096-381-0110

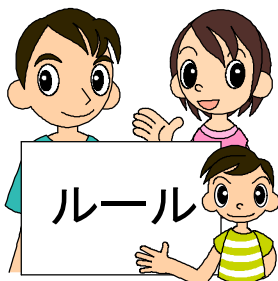
(内線 3084)



※ 「フィルタリング」とは、インターネット上の出会い系サイトなど有害情報の閲覧を制限する機能です。児童生徒の携帯電話使用にあたっては、法律でフィルタリングサービスの利用が義務付けられています。

インターネット利用に起因する犯罪被害等から児童生徒を守るための対策について

- 児童生徒を犯罪被害等から守るために、成長に合わせてフィルタリングを利用しましょう。
- 一部のアプリが利用できないことを理由に、安易にフィルタリングを解除しては危険です。携帯電話事業者が提供している「カスタマイズサービス」を利用しましょう。
- フィルタリングは、犯罪被害等から児童生徒を守るのに有効ですが、それだけで安心は禁物です。家族で十分話し合っ、家庭でインターネット利用の【ルール】を作り、思いやりのある使い方を教えましょう。



【ルールの例】

- インターネットの利用時間・場所を決める
- 名前や住所などの個人情報や他人の悪口を書き込まない
- 裸や下着姿の写真を送ってほしいと言われても絶対に送らない
- コミュニティサイトなどで知り合った人とは会わない
- 少しでも困ったときは周囲にすぐに相談する
- ルールに違反したときのルールを作る

熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例が、平成25年10月1日から施行されました。その中で、保護者は、フィルタリングの利用等により、児童生徒のインターネット利用の適切な管理に努めることとなっています。

警察では、サイバーパトロールによって、不適切な書き込みを発見した際、直接面会して、注意・指導する「サイバー補導」を実施しています。